

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 事業の停止処分</p> <p>（1）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。</p> <p>なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く。）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項ま</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 事業の停止処分</p> <p>（1）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。</p> <p>なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く。）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の</p>

での規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

へ～ル(略)

③(略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合((2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(2)・(3) (略)

附 則

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成25年9月20日付け公示第42号)に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則(平成29年1月16日付け公示第75号で一部改正)

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

へ～ル(略)

③(略)

(2)～(11) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合((2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

附 則

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成25年9月20日付け公示第42号)に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則(平成29年1月16日付け公示第75号で一部改正)

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月15日付け公示第90号で一部改正）

この公示は、平成29年3月21日から施行する。